

## 平成25年8月1日から

### 育児休業手当金・介護休業手当金の支給日額の上限が変更されます。

共済組合から支給する育児休業手当金・介護休業手当金は支給日額の上限が設けられております。

この支給日額の上限は雇用保険法の育児休業・介護休業給付に準じておりますが、平成25年8月1日より、支給日額の上限が以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

	変 更 後	変 更 前
育 児 休 業 手 当 金	9 , 7 0 2 円	9 , 7 5 6 円
介 護 休 業 手 当 金	7 , 7 6 1 円	7 , 8 0 5 円

この支給日額の上限の設定が適用されるのは、

(一般職) 給料月額が、341,550円以上

(特別職) 給料月額が、426,910円以上      の方となります。